別表第七三号の二中「若しくは第十五項」を「、第十五項若しくは第十七項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七三の三	関税暫定措置法施行令第三十三条の五第一項（製造用原料品に係る譲許の便益の適用の手続）の規定による書面の提出
七三の四	関税暫定措置法施行令第三十三条の十（製造用原料品の譲渡の場合の届出）の規定による届出書の提出

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第五条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第八項ただし書中「ただし、」の下に「別表第一の第八項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（七）に掲げる物品について農林水産大臣が特に必要があると認めるとき、又は」を加え、「経済産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

10　財務大臣は、別表第一の第八項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（三）、（六）及び（九）に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定の関税割当てに関する規定の実施に関して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

別表第一に次のように加える。

		八
（一）	関税率表第〇一〇一・二一号の二の㈡に掲げる物品	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）
（二）	関税率表第〇四〇三・一〇号の二の㈠に掲げる物品	
（三）	関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げる物品（乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）を除く。）並びに関税率表第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、プロセスチーズの原料として使用するもの	
（四）	関税率表第〇四〇六・二〇号に掲げる物品	
（五）	関税率表第〇四〇六・三〇号に掲げる物品	
（六）	関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、シュレッドチーズの原料として使用するもの	
（七）	関税率表第一一〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、泥炭でくん蒸したもの以外のもの	
（八）	関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキャンデー類及びキャラメル以外のもの	
（九）	関税率表第一八〇六・二〇号の二の㈡に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、チョコレートの原料として使用するもの	
（一〇）	関税率表第二一〇五・〇〇号に掲げる物品のうちアイスクリーム	
（一一）	関税率表第三五〇五・一〇号の一に掲げる物品	

別表第三に次のように加える。

		九
（一）	関税率表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・四九号の二の㈠、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号及び第一六〇二・四九号の二に掲げる物品	オーストラリア協定
（二）	関税率表第〇二〇六・一〇号、第〇二〇六・二一号、第〇二〇六・二二号、第〇二〇六・二九号、第〇二一〇・二〇号及び第〇二一〇・九九号の二に掲げる物品	
（三）	関税率表第〇二〇七・一一号、第〇二〇七・一二号、第〇二〇七・一三号、第〇二〇七・一四号の二、第一六〇二・三一号の二の㈠、第一六〇二・三二号の二及び第一六〇二・三九号の二の㈠に掲げる物品	
（四）	関税率表第〇四〇九・〇〇号に掲げる物品	
（五）	関税率表第一六〇一・〇〇号、第一六〇二・一〇号及び第一六〇二・二〇号の一に掲げる物品	
（六）	関税率表第一六〇二・五〇号の二に掲げる物品（同号の二の㈡のAに掲げる物品のうち米を含むもの以外のものに限る。）	
（七）	関税率表第二〇〇九・一一号、第二〇〇九・一二号及び第二〇〇九・一九号に掲げる物品	
（八）	関税率表第二〇〇九・七一号及び第二〇〇九・七九号に掲げる物品	

附　則

この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十四号

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令

内閣は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第三条第一項、第四条並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において「特定原産品申告書」、「特定原産品誓約書」又は「申告原産品」とは、それぞれ経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号から第五号まで（定義）に規定する特定原産品申告書、特定原産品誓約書又は申告原産品をいう。